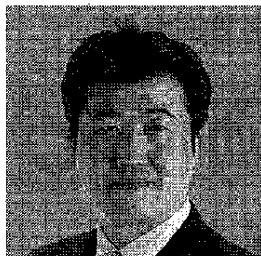


街の不動産トラブルを解決する

11 調停人候補者紹介

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。(一社)日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものはごく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の調停人候補者の方々の声を紹介します。



大西 寛氏

相続で争う、いわゆる「争族」。家庭裁判所での相続関連の相談は10年前の2倍に増加している中、相続資産の割合として半分以上を占めるのが不動産です。そして換金できない相続資産の不動産の割合が多いと争族の原因の一つとなっているのが現状です。私は知恵と時間と情熱をか

相続診断士を取得

私は約20年間電機メーカーでエンジニアを経験した後、経営者である母親の介護を含め、家業の手伝いを始めてすぐに母親が亡くなりまし。そこで相続に直面したことをきっかけに開業したので

すが、当時、相続の手続きを含め、今後、どうしていけばよいか、そして誰に相談したらよいか、全く分からない中、遺産協議を含む、相続の手続きをやり抜くために相続診断士の資格を取得しました。

そして、日本の相続の現状を把握する中でADRの制度があることを知り、争族をなくするための手段の一つとして最後のとりでになると考え、調停人候補者となりました。

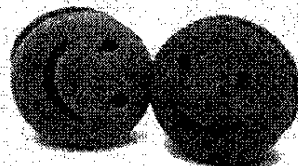
【調停人候補者】

大西 寛氏

Living with smile代表(兵庫県三田市)

私が知っての限り、相続トラブルが裁判で円満に解決した事例は皆無であり、白黒をはっきりさせ、公となる裁判を行うと、当事者間の縁を切ることにつながると思っ。しかし、裁判とは違、ADRは当事者が話し合うことだと思っ。その点、調停人候補者も同じ立場での資格ですので、不安や問題を解決したいお客様に貢献でき、更に信頼を得られるだろうと考えています。

私は笑顔を保ちたい生活は皆無であり、白黒をはっきりさせ、公となる裁判を行うと、当事者間の縁を切ることにつながると思っ。しかし、裁判とは違、ADRは当事者が話し合うことだと思っ。その点、調停人候補者も同じ立場での資格ですので、不安や問題を解決したいお客様に貢献でき、更に信頼を得られるだろうと考えています。



同社のシンボルマーク

資格・総合